

食品添加物指定酸性電解水（「次亜塩素酸水」）の要点

官報 第3378号（平成14年6月10日）：厚生労働省令第75号・告示第212号
厚生労働省医薬局食品保健部基準課長通知（食基発第0610001号）等参照

1. 名 称： 次亜塩素酸水 Hypochlorous Acid Water
2. 定 義： 塩酸または食塩水を電解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液。
強酸性次亜塩素酸水と微酸性次亜塩素酸水とがある。

強酸性次亜塩素酸水：0.2%以下のNaCl水溶液を有隔膜電解槽内で電解して陽極側から生成。
微酸性次亜塩素酸水：2~6%塩酸を無隔膜電解槽内で電解して生成。
* NaClも塩酸も飲用適の水で希釈すること。
3. 規 格： 下表参照
4. 安全性： 人の健康を損なうおそれはないことから、食品添加物として指定することは差し支えない
厚生労働大臣（坂口力）宛薬事・食品衛生審議会会長（内山充）答申
(薬食審第0327004号 平成14年3月27日)
5. 使用基準：
 - 1) 使用前に、pH、有効塩素濃度などを確認すること。
 - 2) 予め飲用適の水で食品の汚れを洗浄除去した後、使用すること。
 - 3) 使用後は、食品を飲用適の水で十分に洗浄すること。
 - 4) 生成装置の作動中は十分な換気を行うこと。（微量の塩素ガスと水素ガスの発生）
 - 5) 食品調理施設等の衛生管理に使用する際には、「大量調理施設衛生管理マニュアル
(平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知)などに従うこと。
6. 生成装置
電 極： 白金、チタン等の電極部分が溶出しないものであること。
その他： 電解槽、貯水タンク、ホース、ポンプなどの電解水に接触する部分は、規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）中第3 器具及び容器包装に定める規格に適するもの。
耐用性： 品質及び性能が安定し、長時間の使用に耐え得ることが確認されているものであり、
さらに定期的にメンテナンスが行われているものであること。
*使 用： 次亜塩素酸水を自家消費にて使用する営業者は、添加物製造業の許可等は必要とない。
7. その他： 次亜塩素酸水そのものは流通しない。

	強酸性次亜塩素酸水 (強酸性電解水)	微酸性次亜塩素酸水 (微酸性電解水)
被電解水	0.2%以下のNaCl	希塩酸(2~6%)
電気分解槽	有隔膜電解槽	無隔膜電解槽
電解生成液		
有効塩素濃度	20~60mg/kg	10~30mg/kg
pH	2.7以下(2.2~2.7)*	5.0~6.5
生成化学種 (分子量)	HClO、H ⁺ 、ClO ⁻ (52.47、1.01、51.45)	同左
用途	殺菌料	殺菌料
既認可用途*	手指・内視鏡の洗浄消毒	特になし

* (財)機能水研究振興財団発行「電解水ガイド(2001)」参照